

もっと知りたい!

藤岡市のこと

地域の課題解決に向けた取り組みを共有 区長会新春講演会

市区長会では、地域コミュニティの代表としての資質向上および親睦を図るため、行政区の区長を対象に「区長会新春講演会」を開催しています。

今年度は、区長や地域団体で構成されている各地域づくり協議会*による発表が行われ、協議会発足からの約2年間を振り返り、地域の特性を活かした新たなイベント・防災対策・地域資源の活用など、各地域課題の現状と解

「10年、20年先の都市環境を創造するまちづくり」をテーマとした藤岡市の施策を紹介します。

問い合わせ 秘書課(☎402200)
地域づくり課(☎402211)

決に向けた取り組みが紹介されました。今後も、地域の自主的かつ主体的な事業を尊重し、市と地域が共に発展できる地域づくりを推進します!



講演会の様子と講演会資料

※地域課題の現状と取り組みを共有し、解決に向けて自主的・主体的に活動している組織

市民パークゴルフ教室

日時 4月23日(水)～6月4日(水) 午前10時～正午(全10回、予備日を含む)

会場 藤岡パークゴルフ場(かな川水辺の楽校)

対象 市内在住・在勤または藤岡パークゴルフ協会会員

定員 20人(先着順、初心者優先)

参加料 500円(保険料など)

申し込み 4月4日(金)までに参加料を持ってスポーツ課へ



市民春季 グラウンドゴルフ大会

日時 5月18日(日)午前8時30分開会

※予備日5月19日(月)

会場 保美憩いの広場

競技方法 24ホールストロークプレー

対象 市内在住・在勤・在学

在クラブの人
参加料 500円
その他 道具のない人には貸し出します

① 剣道教室

期間 4月2日～令和8年3月の毎週水・土曜日午後6時30分～7時30分
※希望者は午後8時30分まで稽古できます

参加料 月額1000円

その他 希望者には防具などを貸し出します

申し込み 稽古日に会場へ

② 柔道教室

期間 4月4日～令和8年3月の毎週火・金曜日午後7時～8時

参加料 年額8000円
※きょうだい割引あり

申し込み 教室開催時に会場へ

③ 空手道教室

期間 4月1日～令和8年3月の毎週火・金曜日午後7時～9時

参加料 月額3000円

申し込み 毎月初めの教室開催時に会場へ

GO! みんなで5ゼロアクション
～ふじおか5つのゼロ宣言～

一人一人の行動で未来を守ろう

2024年の日本の平均気温は、基準値(1991～2020年の30年間平均)を1.48℃上回り、1898年の統計開始以降最も高い値でした。長期的には100年あたり1.40℃の割合で上昇しています。また、近年増加している極端な高温や大雨などの異常気象も地球温暖化の影響が考えられます。

地球温暖化や気候変動という世界規模の危機に対して、個人の力は小さいかもしれませんが、一人一人の行動が積み重なれば確実な力になります。2050年の5つのゼロに向けて、省エネや5Rなど身近なエコを実践しましょう。

問い合わせ 環境課(☎402264)

催時に会場へ

④ 鬼石剣道教室

期間 4月1日～令和8年3月の毎週火・土曜日午後7時～8時

参加料 年額3000円～6000円(年齢により異なります)

※きょうだい・親子割引あり

その他 防具などは貸し出します

⑤ 鬼石柔道教室

期間 4月4日～令和8年3月の毎週金曜日午後7時～8時30分

参加料 年額6000円

※きょうだい割引あり

申し込み 電話で山田さん(☎090・3003・6701)へ

⑥ 美九里柔道教室

期間 4月5日～令和8年3月の毎週土曜日午後5時～7時

参加料 年額5000円

健康福祉

ぐーちよき シニアパスポート



協賛店で提示すると割引などのサービスが受けられます。

対象 県内在住の65歳以上の人

※65歳を迎える人には、介護保険被保険者証と一緒に送付しています

持つてくる物 身分証明書(マイナンバーカード・運転免許証など)

※対象者の本人確認ができる物(原本)があれば代理人でも受け取れます。配布窓口に来庁できない人は、問い合わせてください

配布窓口 元気長寿課・鬼石総合支所・元気サポートセンターふじの花

その他 デジタル版も利用可能になりました。詳細は県ホームページ(下記2次元コード)

その他

非自発的失業者に対する 国民健康保険税の軽減

勤務先の都合で退職した人のいる世帯の国民健康保険税を軽減します。

対象 失業等給付を受けた①または②の人▽①雇用保険の特定受給資格者▽②雇用保険の特定理由離職者

軽減期間 退職日の翌日～翌年度末まで

軽減割合 保険税の算定において、前年の給与所得を3割とみなし保険税を計算

受付期間 随時

提出書類 国民健康保険特例対象被保険者等(非自発的失業者)に係る申告書・雇用保険受給資格者証または雇用保険受給資格通知のコピー

※雇用保険受給資格者証・雇用保険受給資格通知についてはハローワークに問い合わせ

柔道整復師施術の 国民健康保険適用範囲



柔道整復師(整骨院・接骨院)の施術には国民健康保険が使える場合と使えない場合があります。

保険適用 骨折・脱臼・打撲・捻挫などで、内科的原因によらない疾患。ただし、骨折および脱臼については、医師の同意が必要(応急手当を除く)

保険適用外 単なる肩こりや筋肉疲労などに対する施術、仕事や通勤途中の負傷などは、施術を受ける場合には、柔道整復師に負傷の原因を正確に伝えてください

問い合わせ 保険年金課(☎402822)

イベント

図書館情報

講座・教室

募集

スポーツ

健康福祉

その他